

議案第30号

平成30年度調布市国民健康保険事業特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成30年3月1日

提出者 調布市長 長友貴樹

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計

目 次

予 算

平成30年度調布市国民健康保険事業特別会計予算	2
第1表 歳入歳出予算	3

予 算 説 明

I 歳入歳出予算事項別明細書	7
1 総 括	7
2 歳 入	8
第5款 国民健康保険税	8
第10款 使用料及び手数料	10
第15款 国庫支出金	10
第25款 都 支 出 金	12
第35款 財 産 収 入	12
第40款 繰 入 金	12
第45款 繰 越 金	14
第50款 諸 収 入	14
3 歳 出	18
第5款 総 務 費	18
第10款 保 険 給 付 費	22
第19款 国民健康保険事業費納付金	42
第25款 保 健 事 業 費	50
第35款 公 債 費	54
第40款 諸 支 出 金	56
第90款 予 備 費	60
II 給与費明細書	62

平成30年度調布市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度調布市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,261,377千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した経常的経費(給料、職員手当等及び共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での一件金額500千円までのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年 3月 1日 提出

調布市長 長 友 貴 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
5 国 民 健 康 保 險 税		千円 4,375,141
	5 国 民 健 康 保 險 税	4,375,141
10 使 用 料 及 び 手 数 料		4
	5 手 数 料	4
15 国 庫 支 出 金		1
	10 国 庫 補 助 金	1
25 都 支 出 金		13,562,518
	5 都 補 助 金	13,562,518
35 財 産 収 入		1
	5 財 産 運 用 収 入	1
40 繰 入 金		3,282,724
	5 一 般 会 計 繰 入 金	3,282,724
45 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
50 諸 収 入		40,987
	5 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	15,103
	10 市 預 金 利 子	100
	12 受 託 事 業 収 入	1
	15 雑 入	25,783
歳 入 合 計		21,261,377

歳 出

款	項	金 額
5 総 務 費		千円 389,779
	5 総 務 管 理 費	326,900
	10 徴 税 費	62,879
10 保 険 給 付 費		13,614,358
	5 療 養 諸 費	11,804,484
	10 高 額 療 養 費	1,663,181
	13 移 送 費	160
	18 出 産 育 児 諸 費	111,043
	25 葬 祭 費	15,000
	29 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	20,490
	19 国民健康保険事業費納付金	6,915,850
25 保 健 事 業 費		315,253
	3 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	275,000
	5 保 健 事 業 費	40,253
35 公 債 費		83
	5 公 債 費	83
40 諸 支 出 金		21,054
	5 償 還 金 及 び 還 付 金	21,053
	10 繰 出 金	1
90 予 備 費		5,000
	5 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		21,261,377

国民健康保険事業特別会計予算説明書

(略)